

2020年8月17日  
一般社団法人 兵庫県介護福祉士会

この対応は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年5月25日変更）および兵庫県の【新型コロナウイルス関連】「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」（2020年7月27日更新）、兵庫県福祉センター利用案内、兵庫県「県が主催する会議・研修等の開催について」を踏まえ、講師及び受講者の安全、安心のために作成した。

この対応については、今後の情勢の変化等に応じて、修正を加えるものとする。

※参考「公益社団法人 全国公民館連合会」「公益社団法人 全国学習塾協会」「一般社団法人 全国届出自動車教習所協会」「一般社団法人 日本コンベンション協会」のガイドライン

## 1. 感染予防対策の体制

- ・介護福祉の専門職として、介護福祉士の質の向上と、介護福祉の重要性についての社会的理解の推進を目指して実施する研修やイベントにおける、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について、社会情勢に応じて検討する。
- ・感染症法等関連法令上の義務を遵守するとともに、対策の策定・変更を行う。
- ・国及び兵庫県や業界団体などを通じ、情報収集に努める。

## 2. 研修・イベント案内と募集

- ・案内や募集の際は情勢に応じて「開催日時及び会場の変更または中止の可能性がある」ことを記載する。
- ・募集人数は、使用する会場の定員の半数以下とする。
- ・新型コロナウイルス感染予防の対策と参加の際の協力要請を書面にて周知する。
- ・可能な限り開催順延や振替を行うものとするが、やむを得ず中止の場合は、既納の受講料の取り扱いについて原則返金で対応する。
- ・参加者の連絡先を把握し、有事の際には事後追跡できるようにするとともに、参加者へ保健所等の公的機関への情報提供について事前に周知する。
- ・車での参加を認めるが、駐車場の確保は各自で行うよう周知する。
- ・「新しい生活様式」の実践を求める。

### 3. 実施体制

スタッフ及び参加者が研修及びイベントにおいて、<sup>1</sup>濃厚接触者とならないよう対策を講じ、また、三密(密閉・密集・密接)の回避の体制をとる。

#### (1)換気の徹底

- ・会場は換気のため近隣の許可を得て、可能な限り対角のドア及び窓を開放する。常時の開放ができない場合は少なくとも2時間に1回以上は換気のための開放を行う。
- ・換気システムのある会場では常に運転しておく。

#### (2)飛沫感染の防止

- ・可能な範囲でテレビ会議等オンラインでの開催を実施する。
- ・スタッフに対し、出務前に感染を疑われる症状の有無を確認させ、体調の思わしくない者は出務を中止する。出務時には検温し、<sup>2</sup>健康チェックを行う。また、出務中に体調不良になった場合は、必要に応じ早退させ自宅待機とする。
- ・スタッフ及び参加者は常にマスクを着用する。
- ・スタッフ及び参加者に、兵庫県新型コロナ追跡システム登録の掲示がある施設では、毎回の登録を促す。
- ・入室までの手順を廊下に掲示し、非接触型温度計での検温を行い健康チェックで問題がなければ手指消毒してから入室する。
- ・参加者が並ぶ際にはマスクを着用の上、1m以上の間隔をとる。
- ・受付にかかわるスタッフはフェースシールドを着用する。
- ・着席後、各自健康チェック表を記入し提出することで出席の確認とする。
- ・本人確認等対面での対応が必要な場合は、透明ビニールカーテンで飛散防止のパーテーションを設ける。
- ・発言が必要なワーク等では、マスクを着用したうえで、フェースシールドを着用する。
- ・禁煙とし、屋外であっても喫煙場所は使用しない。
- ・特に昼食時には、対面での食事とマスクを外した状態での会話を禁止する。

---

<sup>1</sup> 国立感染症研究所 感染症疫学センター 令和2年5月29日版

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

<sup>2</sup> 入室前の体温(37.5度以上又は平熱比1度超過)と以下5項目をチェックする。①発熱、咳等の風邪症状がある②息苦しさ、強い倦怠感がある③濃厚接触者である④2週間以内に渡航歴がある⑤上記4項目に該当しない

### (3)接触感染の防止

- ・ 出入り口に消毒液を設置し、入退室の際の手指消毒を徹底するとともに、手洗いの励行を周知する。
- ・ 配布物は席に配布しておくか、各自で取れるようにする。
- ・<sup>3</sup>消毒用物品を準備し、使用した机、いす等の物品は各自で消毒を行う。
- ・ 共用の手すりやドアノブは休憩ごとに消毒する。
- ・ 使用する器具(マイク、マウス、P C、演習で使用する物品や福祉用具等)はこまめに消毒や交換を行う。
- ・ 接触人数を減らすため、可能な限り席を固定し、移動を避ける。
- ・ 座席は少なくとも前後左右に最低1席分以上の間隔を空ける。
- ・ 身体接触するワーク(移動・移乗介助等)は行わない。
- ・ 昼食時等のごみは各自持ち帰る。
- ・ 現金等のやり取りがある場合、スタッフは手袋を着用する。

### (4)熱中症、脱水の予防

- ・ こまめな水分(塩分)補給を勧める。
- ・ フェースシールドを着用していて発言しない時は一時的にマスクを外すことも可とする。
- ・ 屋外で人と2 m以上離れている場合はマスクを外すことも可とする。

## 4. 感染者への対応

- ・ 保健所、医療機関及び、会場管理者の指示に従う。
- ・ 濃厚接触の可能性のあるスタッフ及び参加者の確認のための情報提供に協力する。
- ・ 感染者の個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うとともに、感染者の人権擁護に十分配慮する。

## 5. その他

- ・ 福祉センター安全管理者や使用会場の安全管理者及び保健所との連携体制を確立し、保健所の聞き取りなどに協力する。

以上

---

### <sup>3</sup> 消毒に関する基本的な考え方

(日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」第2版)

- ・ 消毒前には中性洗剤等を用いて表面の汚れを落としておくこと。
- ・ アルコール消毒液(70%~80%)もしくは次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)を用いる
- ・ 消毒は拭き取り(清拭)を基本とし、消毒剤の空間への噴霧は行わない。
- ・ 適切な個人保護具(マスク、手袋、ガウン等)を用いること。